

【報告】「神戸市におけるA Iの活用等に関する条例」に基づく「基本指針」の策定について

1. 策定趣旨

神戸市におけるA Iの活用等に関する条例（令和6年3月条例第25号。以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、市のA Iの活用等に関する基本的な指針を定めようとするもの。

2. 基本指針（案）の概要

市のA Iの活用等に関する基本的な指針として以下の7項目を定める。

1. 市におけるA I活用に関する基本的な事項

基本的な事項として、組織及び職員の責務を定める。

2. 市におけるA I活用の際の評価及び検討

条例第6条第1項に基づく、評価及び検討（以下「リスクアセスメント」という。）を実施する処分その他の行為の範囲及びリスクアセスメントの項目、手法その他の実施に関する基本的な事項を定める。

3. 市民及び事業者がA Iを効果的に活用するための施策

市民及び事業者に対し、A Iの基本的な知識や活用方法等について、その理解を深めることを目的とする啓発活動を実施し、A Iに対する理解向上をもって社会全体のイノベーションの推進に貢献する。

4. 神戸市立の学校における、A Iを適正に活用するための教育に関する基本的な事項

児童生徒の発達段階に留意しながら、A I時代に必要な情報活用能力の育成を図ることとし、A Iの活用にかかるメリット・デメリット、自他の権利侵害のリスク、情報の真偽の確認等の情報モラルや情報リテラシーに関する教育を行う。

5. 市の業務を請負・受託する事業者がA I活用に関し市に同意を得なければならない業務及び範囲

市の事業について請け負い、委託または指定管理者の指定を受けた者に対し、市に協議し、その同意を得なければならない業務及びA Iの機能の範囲を定める。

6. その他、本市におけるA Iの活用等に関し必要な事項

市がA I開発者またはA I提供者となる場合には、国のガイドライン等に従い、適切に対応する。

7. 社会情勢の変化を踏まえた見直し

この基本指針は条例第5条第5項に従い、A Iに関する社会情勢の変化を勘案の上、必要に応じて見直しを行う。

3. 施行時期（予定）

令和6年9月27日（金）

神戸市におけるA Iの活用等に関する基本指針（案）

この基本指針は、神戸市におけるA Iの活用等に関する条例（令和6年3月条例第25号。以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、市のA Iの活用等に関する基本的な指針を定めるものである。

1. 市におけるA I活用に関する基本的な事項

基本的な事項として、組織及び職員の責務を定める。

① A Iの積極的活用による市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図ること。

市の実施する様々な業務において、A Iを効果的・効率的に活用することで市民サービスの向上及び行政事務の高度化を推進する。

② プライバシーに十分配慮してA Iを活用すること。

個人情報保護法を遵守するなど、A Iの活用において、プライバシーを尊重する。

③ 差別や偏見につながるバイアスが発生し得ることを認識し、リスクの低減を図ること。

A Iには、設計する人の考えをはじめ、学習データにも偏りが存在する。人の知識・考えの集合体である以上、どのようなA Iでも一定のバイアスが存在することを認識した上で、それぞれの業務でどのような影響を与える可能性があるかを想定し、組織として対応策を検討することで、リスクを低減する。

④ A I提供者が定めたサービスの提供範囲やセキュリティ上の留意点を遵守して、A Iを活用すること。

A I提供者にA Iの仕様や安全性などに関する情報提供を積極的に求めるとともに、A I提供者が定めたサービスの提供範囲やセキュリティ上の留意点を遵守し、適正な活用ができる環境を整える。なお、その前提として、利用規約に変更がないか定期的に確認を行う。

⑤ A Iの活用に伴う責任の所在を明確にして、市民に対する責任を果たすこと。

A Iの活用が権利利益に与える影響を踏まえ、A I利用者としての市とA I開発者・A I提供者との間の責任の分配を明確にし、誰がどのような責任を果たすかを説明できるように備え、被害が発生した場合に迅速に対応する。

⑥ 議会に対し説明を行う場合は、自ら責任を負って説明を行うこと。

議会に対し説明する場合において、当局としての考え方を明らかにする資料の作成に生成A Iを活用してはならず、答弁者自らが責任を負って説明しなければならない。議会に対し説明する場合のその他の資料の作成に生成A Iを活用する場合でも、生成A Iの回答に委ねることなく、事実確認を行う。

⑦ A Iが必ずしも完全でないことを前提に、A Iに過度な依存をしないこと。

A Iが生成する回答は、偽情報、誤情報を参照している可能性があり、正しい情報で生成されとは限らないため、回答を活用する際の事実確認（ファクトチェック）や判断の責任は組織及び職員にあることを認識する。

⑧ A Iに関するリテラシーの向上に努めること。

A Iの活用、リスクアセスメントの実施及び研修の受講により、A Iの活用の効果及びリスクを適切に判断できるようリテラシー向上に努める。

2. 市におけるA I活用の際の評価及び検討

条例第6条第1項に基づく、評価及び検討（以下「リスクアセスメント」という。）を実施する処分その他の行為の範囲及びリスクアセスメントの項目、手法その他の実施に関する基本的な事項を定める。

（1）リスクアセスメントを実施する処分その他の行為の範囲

- ① 公権力の行使にあたる行政処分の判断に活用するとき
- ② 市の基本的な政策を定める計画策定及び評価・見直しにかかる現状または課題の把握、目標設定、取り組み、評価方法の検討・決定に活用するとき
- ③ その他市民・事業者に重大な影響を及ぼす可能性があるものに活用するとき
ア 本市要綱に基づく給付など、行政処分に準ずるものの判断に活用するとき
イ 行政指導等の事実行為のうち市民の生命、身体、健康、財産及び公共性を有する財産に重大な影響を与えるおそれがある判断に活用するとき

（2）リスクアセスメントの項目

- ① 人間中心
- ② 影響範囲の特定
- ③ プライバシーの保護
- ④ 安全性の確保
- ⑤ 透明性の確保
- ⑥ 公平性の確保（バイアスへの対策）
- ⑦ セキュリティの確保
- ⑧ アカウンタビリティの確保
- ⑨ 職員への教育
- ⑩ 判断の責任

(3) リスクアセスメントの手法

① 2(1)に定める業務に該当する場合

所属長は、本指針で指定する項目に基づき、別途、各組織の情報セキュリティポリシーを所管する担当課（以下「ポリシー所管課」という。）が作成するワークシートにより事前確認を行う。ポリシー所管課は、当該シートの事前審査を行う。

② 2(1)に定める業務に該当しない場合

所属長は、チェックシートにより活用する業務への影響やリスクの有無について、自ら事前確認を行う。ただし、リスクアセスメントの実施が必要ないとポリシー所管課が定めるものを除く。

(4) リスクアセスメントの実施時期

① 業務において、AIを活用しようとするとき

② AIを継続して活用し、活用開始後1年を経過するとき（当初の審査結果と比較し、変更があればポリシー所管課に対して報告する。）

③ AIを継続して活用し、活用開始後5年を経過するとき（全ての項目について、再度ポリシー所管課の審査を受ける。）

④ その他AIの機能、学習データ、対象などに大きな変更が加わるとき（変更により影響を受ける項目について、ポリシー所管課の審査を受ける。）

3. 市民及び事業者がAIを効果的に活用するための施策

市民及び事業者に対し、AIの基本的な知識や活用方法等について、その理解を深めることを目的とする啓発活動を実施し、AIに対する理解向上をもって社会全体のイノベーションの推進に貢献する。

4. 神戸市立の学校における、AIを適正に活用するための教育に関する基本的な事項

児童生徒の発達段階に留意しながら、AI時代に必要な情報活用能力の育成を図ることとし、AIの活用にかかるメリット・デメリット、自他の権利侵害のリスク、情報の真偽の確認等の情報モラルや情報リテラシーに関する教育を行う。

5. 市の業務を請負・受託する事業者がAI活用の際し市に同意を得なければならない業務及び範囲

市の事業について請け負い、委託または指定管理者の指定を受けた者に対し、市に協議し、その同意を得なければならない業務及びAIの機能の範囲を定める。

(1) 協議・同意を得なければならない業務

2.(1)に掲げる業務を対象とする。

(2) 協議・同意を得なければならないA Iの機能の範囲

機械学習を行うA Iとする。ただし、画像認識による文字起こし及び音声認識による文章作成を除く。

6. その他、本市におけるA Iの活用等に関し必要な事項

市がA I開発者またはA I提供者となる場合には、国のガイドライン等に従い、適切に対応する。

7. 社会情勢の変化を踏まえた見直し

この基本指針は条例第5条第5項に従い、A Iに関する社会情勢の変化を勘案の上、必要に応じて見直しを行う。